

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成26年11月11日(火)
- 2) 開催場所 吹田市役所中層棟4階 第4委員会室
- 3) 開催時間 10:00～11:45
- 4) 出席委員 佐竹委員 濱崎委員 井川委員 好見委員 浦部委員 市川委員
西尾委員 金谷委員 森田委員 立山委員 鈴木委員 宗委員
- 5) 欠席委員 石川委員 田中委員
- 6) 出席職員 中江部長 中野次長 奥山参事 光岡参事 大下参事 大音主幹
達脇主査
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせしました。定刻になりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催させていただきます。

本協議会は、本市の商工業の振興に関する事項について、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市商工業振興対策協議会設置要領に基づき設置しております。本日御出席をいただいております委員の皆様につきましては、平成26年7月1日付で新たに委員として選任させていただいております。任期は平成28年6月30日までの2年間となっております。

それでは、まず開催にあたりまして、吹田市まち産業活性部長の中江より御挨拶を申し上げます。

— 中江部長 あいさつ —

続きまして、各委員の自己紹介をお願いしたいと思います。
それでは、佐竹委員から順にお願いいたします。

— 各委員 自己紹介 —

ありがとうございました。
続きまして職員の紹介をさせていただきます。

— 職員 紹介 —

なお、吹田市商工業振興対策協議会設置要領第4条の「協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する。」との規定に基づき、会長には佐竹委員を、副会長には濱崎委員を、それぞれ指名させていただいております。

それでは改めまして、佐竹会長より御挨拶をお願いいたします。

— 佐竹会長 あいさつ —

ありがとうございました。

次に、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。「次第」、「資料集」として資料番号1から9及び参考資料1から2までの資料がございます。

また、別冊資料として「吹田市新商工振興ビジョン」がございますが、こちらの資料は今回初めて選任させていただいた委員の方のみ送付させていただいております。

以上、不足はございませんでしょうか。

なお、本協議会において傍聴希望者がいる場合には、吹田市商工業振興対策協議会傍聴に関する事務取扱基準に基づき、傍聴の手続きを行うこととします。

それでは、これ以後の進行は佐竹会長よりお願いいたします。

会 長：まず、傍聴人ですが、いらっしゃいますでしょうか。

事務局：本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。井川委員、好見委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第2「案件」に入ります。まず、「(1)吹田市商工振興ビジョン策定専門部会の開催経過及び今後のスケジュールについて」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは資料集4ページ「資料番号3」を御覧ください。今年度から2年度間をかけて「吹田市新商工振興ビジョン」に続く新たなビジョンを策定する中で、本協議会の下に「吹田市商工振興ビジョン策定専門部会」を設置しており、設置目的と今年度2回開催させていただいております、開催経過について本協議会で報告させていただきます。

まず、「資料番号3」設置目的ですが、本市の商工振興施策を推進するための個別計画として、現在活用されている「吹田市新商工振興ビジョン」が、平成27年度末に計画期間の終了を迎えることを受け、平成28年度以降に必要となる新たなビジョン及びアクションプランの策定作業を、平成26年度及び平成27年度の2年度間で実施をします。

策定作業の実施に当たりましては、学識経験者、市内商工業関係者、市民等の皆様から様々な御意見をお伺いしたいと考えておりますので、「ビジョン策定専門部会」を設置して市がビジョンを策定

するうえで、各委員の方々から必要な御意見を聴取していきたいと考えております。

次に、資料集の33ページに参考までに「ビジョン策定専門部会」の設置要領、34ページに委員一覧を付けさせていただいております。

委員構成につきましては、本協議会から8名、特別委員2名の合計10名で構成しております。

資料4ページに戻りまして、平成26年度の開催経過ですが、本協議会に先立ちまして2回開催しております。第1回の専門部会は7月23日に開催いたしました。主な内容としましては、平成18年3月に策定された現行の吹田市新商工振興ビジョンが、これまでの期間において、商工振興施策の推進においてどのように活用されてきたかを検証することにより、現行ビジョンの総括を行ったうえで専門部会において、事務局の作業結果について御意見をいただきました。

まず、検証として、これまでに実施された商工振興施策の内容と実績の確認と現行ビジョンに記載されている基本理念、基本方向及び振興方向等の現状の確認を行いました。

総括としましては、平成18年度から25年度までに、どのように活用され、効果があったのか、課題はどういったところにあるのか、分析をして総括を行ったところです。

次に、資料番号4に総括について7月23日の専門部会でお出しした資料をこちらにお示しております。まず1番の現行ビジョンの検証結果ですが、新商工振興ビジョンの冊子の45ページをご覧ください。商工業の振興方向ということで、平成18年度からどのような方向性で各施策を進めて行くのか項目別にビジョンに記載をしております。ここでは、「商工業の活性化」、「商工業における新たな展開」、「商工業を支える基盤づくり」の大きく3つの分野で振興方向が記載されている内容と事業の状況を検証させていただきました。ビジョンの振興方向と市が実施している施策とすべて一致しているわけではないということが検証の結果、明らかになりました。今後新しい振興ビジョンの中で、振興方向を検討していく上では、現在実施している施策、あるいは今後実施予定している施策について整理を行ったうえで、本市の商工業施策の方向性を、新しいビジョンの中で定めていきたいと考えております。

続きまして、2番目の地域別振興方向ですが、ビジョンの冊子は52ページになります。吹田市内全域を総合計画に示されている6ブロックに分けて、各地域で現状の課題、振興方向を検証しております。こちらの資料の内容については、吹田市は南部地域、江坂やJR以南地域に事業所が集積している現状です。事務局の考え方として、すべての地域において振興方向を定めて検証していくのは非常に困難であるので、次のビジョンでは市内の産業集積地に特定して、重点的に方向性を定めていく方が効率的ではないかと考えましたが、専門部会においては、産業集積地だけでなく各地域の事業活動の実態も把握して各施策の方向性を検討する必要性の御意見もいただきましたので、地域別の振興方向については改めて検討してまいります。

3番目のビジョンの実現に向けてのところで、冊子の62ページになります。こちらでは、推進体制、商工業者、行政、市民の役割が掲げられております。ビジョンが作成された当時は、行政だけではなく商工業者、市民と連携してビジョンの進捗管理を想定していた。このビジョン策定後、その上位に位置づけされる吹田市産業振興条例が平成21年に制定されました。条例制定後、その基本理念、方針に基づいて、施策を進めてまいりました。そのためビジョンの位置づけが少し弱くなってしまったと思っております。条例においては第4条の産業施策の方針の中で具体的に11項目にわたって、市が推進していくべき施策の方向性が定められており、主にそれを推進してまいりました。今後新しいビジョン策定にあたっては、条例に基づいて具体的に内容を検討して、ビジョンの進捗管理も体系

づけて進めて行ける仕組みづくりを考えていきたい。また、商工振においても進捗管理も考えておりますが、条例・ビジョンの位置づけの中で新しいビジョンの中身を考えていきたいと思っております。

次に、基本理念・基本方向は冊子の42ページに商工ビジョンの最も重要となる考え方が示されております。基本理念ということで「快適ライブタウンの創生をめざして」の内容は、商工振興を通じて市民のより快適な生活環境の実現を重要視した基本理念となっております。しかし我々の考えとしては、商工業者の目線に立った商工振興の部分を重視した基本理念にすべきであると現状では考えておまして、書かれている基本理念と実際に行っている事業の目的に少しギャップがあると感じております。

今後新しいビジョンの検討に当たりましては、全庁的な行政の取り組みの中で商工振興施策の方向性を商工業者の目線を明確にしたうえで、実現すべき基本理念・基本方向を具体的に考える方が良いと考えております。

最後に、現行ビジョンの効果、課題及び今後の方向性についてお示しをしております。産業振興条例制定以後は条例の理念を施策に具体化するということが商工振でも議論の中心となっております。既存事業の見直しや新規事業の創設については、現行ビジョンに基づいて行われたのは少なかったと考えております。ビジョンに掲げられている基本理念等が、現状の施策実施の方向性に合致しているかどうかについての見直し作業を行うべきだったと考えております。

以上の課題を踏まえまして、新たなビジョンの策定にあたりましては、産業振興条例の基本理念の下、商工振興施策の実質的な指針となるべきものとしてビジョンの基本理念、基本方向等の検討を行うとともに、ビジョンの効果をさらに高めるため、より具体的な施策内容やスケジュールを明確化するためのアクションプランの策定を行うことを考えております。

次に資料集の4ページに戻りまして、第2回の専門部会を9月25日に開催させていただきました。

こちらでの議題につきましては、新しいビジョンの策定作業に先立って市内産業の現状を改めて把握したうえで、ビジョンの中身を検討していく必要があると考えておりましたので、策定作業の前に今年度、吹田市と商工会議所の共同で市内事業者の実態把握のためのアンケート調査を実施したいと考えておりました。その中でアンケート調査の実施方法について専門部会の中でお示しをさせていただいて、各委員の方々から御意見をお伺いいたしました。実施方法といたしましては、5ページでお示しをさせていただいているとおりでございます。調査対象及び調査方法は、市内すべての事業所を調査することは困難ですので、ある程度基準に基づいて抽出をしてアンケートの送付を考えました。

まず、吹田市商業団体連合会加盟団体に依頼し、個別企業に対しましては地域経済振興室で数年間かけて訪問してきた企業、それから吹田商工会議所で会員として登録されている企業に対してアンケートの御協力をお願いしたところです。件数としましては、商業団体連合会加盟団体の約750、市の訪問企業と会議所の会員企業を合わせて約1750ですが、重複する事業所もございましたので、実際の数については精査を行っているところです。約2000くらいになるものと思っております。

調査の実施期間は10月15日から11月28日までとなっております。調査票の内容につきましては、資料集の8ページ以降、資料番号5に調査票を付けております。非常にボリュームのある内容で、調査したい項目も多いという一方で、あまり多くすると回収数も少なくなるので検討が難しかったのですが、9月の専門部会の中でも委員の方々から様々な御意見をいただきまして、できるだけ反映させていただきましてのが、この内容になっており、これを調査対象の事業所に先月、送付させていただきました。資料には記載しておりませんが、現在の回収状況は475事業所から回答をいただ

いております。4分の1くらいの回収ですが、元々20%を目指した回収率を考えていました。以上が今年度2回開催させていただいた専門部会の内容でございました。

最後に、資料集20ページ、資料番号6ですが、この2年間で事務局の作業、本協議会の開催、ビジョン専門部会開催のスケジュールをお示ししております。まず、今年度は事務局の方では5月以降現行ビジョンの検証・総括、7月に専門部会で御意見をいただきました。8月・9月は実態調査の課題について検討し、9月には専門部会で改めて意見をいただいて、10月・11月で調査票の配布、回収、12月以降に調査票の分析作業を年度末までに行っていきたいと考えております。それと並行して新たなビジョン策定作業についても現行から引き継ぐところなどを作業していきます。

今後、2月に実態調査の分析結果を受けて、専門部会での御報告、それから本協議会での御報告をさせていただきたいと考えています。来年度の27年度は、事務局の作業としてはビジョン、アクションプランの策定作業に入っております。27年度の年末までに双方の素案を確定させていただきます。それから28年年明けにパブリックコメントを実施させていただいて、年度末の3月末までに最終的なビジョン、アクションプランを策定していきたいと考えております。その中で、本協議会、専門部会の開催につきましては、予算要求の段階ではございますが、専門部会は5回、本協議会は4回開催の予定でございます。具体的な議題は現状ではお示ししておりませんが、策定作業の節目ごとに各委員の方々からご意見を伺う場を設けていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上が案件1の御説明でございました。

会長：ありがとうございました。吹田市新商工振興ビジョンでございますが、期間としては平成18年度から27年度までで、その25年度までの総括について御報告をいただきました。従いまして本協議会でもビジョン策定に関しまして2年間に皆様方の御意見をいただきながら、新しいビジョンとかアクションプランを検討していくことです。そのための前段階の作業として1750事業所にアンケートをさせていただいて、そのうちの約500弱くらいが回収されているということです。

次回の協議会は2月になりますが、来年度に何回か会合させていただいて、皆さんにご報告をいただく内容です。これからスタートしますので、具体的な内容はこれからでございます。

今日報告いただいた内容等について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

それでは、次の案件の「産業競争力強化法に基づく創業支援事業の実施及びすいた創業支援ネットワークの構築について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料集21ページ「資料番号7」を御覧ください。我が国におきましては、欧米諸国に比べて開業率が低いということで、その率を高めて産業の新陳代謝を高めていくことを目的に、本年の1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進するための市区町村と民間事業者との連携により、創業支援事業の実施に対して国が支援を行うものです。

2番目の地域における創業支援スキームの真ん中の枠の創業支援事業計画の認定を受けようとする市区町村は、創業支援事業計画を作成する必要があります。これは市区町村と創業支援事業者、例えば地域の経済団体、金融機関、NPO等が連携して行う創業支援事業について市区町村が計画を作成します。それを国に申請し、認定を受けますと計画に基づいて創業支援事業を実施するものです。創業支援事業の一般的な内容については、ワンストップ相談窓口、マッチング支援等がありますが、

それに加えて特定創業支援事業としてビジネススキル研修、専門家によるハンズオン支援等を計画し実施することになっております。

そこで特定創業支援事業とはどういうことかと申しますと、市区町村又は創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的なものとしては、4回以上の授業を行う創業塾など1か月以上継続して行う支援が考えられます。この特定創業支援事業の支援を受けて創業に関するスキルを修得した者に、市区町村が証明書というものを発行します。その証明書により2つの特例措置を受けることができます。

まず、1点目として創業予定者が株式会社を設立するときの登録免許税の減免、2点目が通常1000万円までの貸付が1500万円まで拡大され、貸付を受ける時期が創業の2か月前が原則ですが、6か月前から受けられる特例措置になっております。このようなことが一般的な創業支援事業の内容でございます。

それでは、22ページをご覧ください。ここでは本市における創業支援事業計画の概要についてお示ししております。本市では吹田商工会議所を創業支援事業者として位置づけ、本年の6月に国に創業支援事業計画を申請しまして認定を受けました。そして翌月の7月には創業支援事業の実施に係る「創業支援事業者補助金」の採択を受け、本年の7月から創業支援事業を実施しております。

この計画期間は本年の7月から平成31年3月31日までの5年度間になっております。

まず、計画の概要は市内創業者に対する支援体制を強化するため、本年の7月に吹田市、吹田商工会議所、日本政策金融公庫吹田支店の連携による「すいた創業支援ネットワーク」を構築し、そのネットワークを活用して吹田商工会議所をワンストップ相談窓口として、様々な創業支援事業を展開しております。

本市の計画の特徴としましては、開業率の高さをさらに高めるために「すいた創業支援ネットワーク」を活用し、特定創業支援事業として「創業塾」年1回で5回シリーズ、「女性創業塾」年1回6回シリーズで各創業塾を開催しております。また、起業家セミナー、専門家派遣によるハンズオン支援、そして創業後においても継続的に支援していく事業を展開しております。事業の全体像としましては、22ページの下半分の図に各機関の事業役割の分担をお示ししております。

23ページには全国の認定状況を記載しておりますが、10月に新たに認定されたものを加えて213件、234市区町村が認定されています。補助金につきましては、大阪府においては吹田市と堺市の2市のみが採択されております。また、24ページと25ページには創業塾と女性創業塾のチラシをお付けしております。創業塾は19名、女性創業塾は41名の参加がございました。

説明については以上でございます。

会長：ありがとうございました。ご承知かと思いますが、1999年（平成11年）に中小企業基本法が変更になりまして、意欲のある、元気のある、将来性のある等の企業に積極的に支援していこうということで、その施策の柱に創業と経営革新（第2創業）が挙げられ、戦略的な支援、基盤整備的な支援を行いました。戦略的な支援とは起業家精神を醸成していこうということです。基盤整備的な支援は日本の開業率が上がらないひとつの原因に、担保主義、保証制度によってがんじがらめになっているところがある。それに対して国は経営革新の制度を作ったり、連携の制度を作ったり、地域ブランドや地域資源の活用とかを進めてきた。その流れの中でアベノミクスが始まって、特に無担保、保証人なしで融資を進める方針が昨年出されて、創業を促進して開業率を高めていくために、起業家

精神の向上、具体的なアイデアを醸成していくことに加えて、融資を受けやすくする、基盤整備的な支援を含めて認定制度のひとつになる。もうひとつ創業が重視されるのは、最近若干、雇用情勢が良くなってきていると言われてはいますが、創業はある意味失業対策になり、個人が社会の中で活躍していくことが重視されている。プラットフォームづくり、場づくりという企業だけの連携だけではなく、行政等とも連携し様々なプラットフォームを作ることによって、できるだけ創業や経営革新を実施しやすい環境をつくることを柱にして、その流れの中でこのような施策が出てきているということでございます。創業支援事業を積極的に進めていただくことは、一歩前進で意義があることだと思います。

それでは、御意見、御質問がありましたらよろしく申し上げます。

委員：創業しようとする人は、会議所等に行つてこのレーンに乗っていくわけですね。創業塾や女性創業塾も年1回で、実際に相談して開業するまでの流れについて説明をお願いしたい。

次に、全体像の吹田市のところに創業支援型事業所賃借料補助金と空き店舗活用補助金があるが、このスキームのなかに入っていないと活用できないのかどうか。

それと、補助金の内容と金額を教えてください。

事務局：まず創業支援の流れについては、創業塾や女性創業塾を受講して創業しようとする方とサビックに相談に行かれて、創業へのスキルを身に付けて創業されるという2つの流れがあると思います。

また、日本政策金融公庫に直接行かれて融資を受け、創業される方もおられると思います。

2点目の創業支援型事業所賃借料補助金は、創業予定者が新しく事業所を構える場合に、広く公募して事業計画を審査して交付するものですので、創業塾等を受講するなどの条件はございません。

去年までは優良ビジネスプランという名称でしたが、今年度から要綱を変更し、より創業者向けの補助金であることがわかるように補助金の名称を変更しました。

空き店舗活用補助金もネットワークのスキームの中に入っていないと活用できないものではございません。平成13年度から商店街などに補助金を空き店舗活用のために補助金を交付しております。

次に補助金については、事業費合計は2,674,004円ですが、その3分の2以内の交付となりますので、1,782,669円になります。内容は専門家派遣謝金、女性創業塾講師謝金、起業家セミナー講師謝金、広報費として起業家セミナーチラシ、すいた創業支援ネットワーク告知チラシでございます。ただし、事業終了後の確定額の支給になります。

事務局：補足をさせていただきますと、すいた創業支援ネットワークのいちばん大きなポイントは、創業後の支援により継続的に事業を実施していただくための支援です。ネットワークで創業につなげていくことはもちろんですが、各機関が連携して創業後も専門家派遣などによって支援をしていくことが重要であると考えております。

事務局：この補助金は、市に交付されるものではなくて、吹田の場合は創業支援事業者である吹田商工会議所に交付されるものでございます。

委員：その補助金以外の3分の1は商工会議所から支出しています。創業塾や女性創業塾は大きな意

味では創業への動機づけということもあります。

個々に創業支援も実施しておりまして、サビックを開設して1年経過しましたが、9月末現在で相談件数が600件あります。これはイノベーション、経営革新も入っていますが、1日に平均3人くらい相談に来られます。今までも商工会議所には専門相談員はおりますが、それとは別に商工会議所内に、サビックのために場所をつくりまして創業とか経営革新の方に対応しています。また、富士市の産業支援センターを何回か視察に行き、担当者を派遣して研修を受けて様々な相談に対応しております。国の補助金もありますが、サビックは会議所の自己資金で運営しています。

会 長：ありがとうございました。そのほかございますでしょうか。

委 員：融資などの特典を受けるためには、何をすればいいのですか。

事務局：創業塾、女性創業塾、専門家派遣、起業家セミナーへの出席された方に対して、財務、人材育成、経営などの知識を修得されたことを、吹田市と商工会議所で確認を行った方に証明書を発行して活用していただく流れになっています。

会 長：ありがとうございました。

それでは3番目の案件の事業所支援施策検討作業部会について、お願いします。

事務局：資料集26ページ、資料番号8を御覧ください。作業部会は、本市の産業振興施策における課題解決及び施策提案に向けた議論を行うことを目的に、平成23年6月に本協議会の下に設置をいたしました。その後、今年6月までに13回開催してまいりました。表にも記載しておりますが、主な内容として最初のころは起業家交流会の開催について、当日の運営などを作業部会を中心に行っておりました。平成24年度の中頃から起業家交流会は実行委員会を組織して開催されていますので、本来の作業部会の目的に沿った産業振興施策の課題解決、あるいは新たな施策提案という議論を重ねてきました。その中では産業振興条例の勉強や市の産業施策の予算の状況や今後の施策の提案もいただけてきました。

具体的な成果としては、今年度から中小企業者でホームページを持たない事業者が新規にホームページを作成する際に補助金を交付する施策を実施しておりますが、平成25年度の作業部会の中で提案、議論され施策に結び付いた事業もございます。

次に、今年6月の会議の中で事務局の方から今後の作業部会の活動の方向性について、提案をさせていただきました。内容としては、作業部会で行ってきた産業振興についての中長期的な議論については、ビジョン策定専門部会での議論の内容と重なってくる場合がございます。今年度からの2年度間においては、事務局としてビジョン策定作業に集中して優先的に取り組んでいきたいと考えております。以上の2点を踏まえて作業部会は2年度間活動を休止させていただいて、ビジョン策定作業が完了した後、改めて作業部会の活動を再開する提案をさせていただいております。ただ、新規施策の検討など、必要な場合があれば作業部会の開催も考えるという提案もさせていただきました。

27ページですが、提案については4月、6月の作業部会で様々な御意見をいただいております。

その内容は、積み上げてきた議論があるので休止するのは残念である。ビジョン策定専門部会があるとしても別の角度から意見を出し合う提案。それから地域経済の活性化のための人材育成が作業部会で果たせるのではないか。また、委員による実行委員会を設けて活動を続けていく。などの意見が出されておりました。

作業部会は本協議会の下部組織という位置づけになっておりますので、事務局の提案、委員の皆様の御意見を踏まえて、本協議会において最終的に判断をいただきたいと考えております。

会 長：ありがとうございます。これに関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。基本的には専門部会の方で議論をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

その他で何かございましたら、お願いします。

事務局：資料集28ページ、29ページ、資料番号9をご覧ください。

市内で飲食業を開業しようとする人を対象に、開業までのノウハウを学べる実践の場にしようと市役所の地下にございます喫茶室跡を活用し、チャレンジショップとして本年の4月から3か月間募集をして14名の応募がございました。そのうち書類選考で5名選考しましたが、結局4名でプレゼンテーションをして決定しました。その中でおかずスープをメインにした「旬カフェ LIP」を9月にオープンして2か月程度経過しております。市でも広報支援として広報番組に特集を組んでいただいたり、地方紙やコミュニティー紙への掲載をいただきました。利用者からの御意見を集約したり、商業相談員に継続して関わってもらい試行錯誤をしながら、メニューの見直しなど日々努力をいただいております。内装も手作りでカフェらしく仕上げてもらえます。また、吹田の食材を活かしたメニューにも取り組んでいただいております。出店者の方も中小企業診断士や商工会議所、担当職員のバックアップが非常に心強いというお話も伺っております。ぜひ1年間頑張って、吹田市で開業していただくように引き続き支援をしていきたいと思っております。

会 長：ほかに何かございますでしょうか。

委 員：吹田市の場合は開業率が高いということですが、開業された後の存続率はわかりますか。また、先ほどのカフェを借りたときの経費を教えてください。

事務局：平成21年経済センサス基礎調査では、吹田市の開業率は3.4%、廃業率は約7%となっております。既存の事業所に対して3%は新規の事業所で、逆にその倍くらいの事業所が廃業しているということです。

委 員：開業された事業所が、廃業する率等はわかりますか。開業されて存続しているかが一番気になりますので。

会 長：国が開業率、廃業率を計算する時は、開業者はデータをとっているが、廃業率は事業所の差でとっているのです。実際の廃業の状態は一切調査をしていません。まず開業率が決まり、後は事業所の

数やその増減で廃業率を算出しています。廃業実態調査というのは少ないです。創業した方が3～5年間継続すると定着すると言われていました。

副会長：創業の方は日本政策金融公庫で融資を受ける場合が多いと思いますので、データを公表するかはわかりませんが、公庫が貸した事業所の存続数くらいしかわからないと思います。

会長：継続している事業所のデータは、国の統計調査でわかります。

事務局：地下のチャレンジショップの件ですが、月額使用料は12,035円、光熱水費は実費負担です。

委員：開業率が3.4%でも開業数は膨大な数だと思いますが、22ページのネットワークで創業支援や創業塾で開業されている件数は、開業全体から見れば一部だと思いますが、それを利用される方は市や商工会議所のホームページを見なければわからないと思います。ネットワークを知らない多くの創業を考えている方がいると思いますが、そういう方々を刺激することによって、起業家を支援するルート、B to CなのかB to Bなのかわかりませんが、そういうものがあってもいいのではないかと思います。

会長：いわゆる支援者支援ですね。国が施策的に実施しているのは、10年くらい前から診断士を相当数増やしています。

委員：今年から実施しているホームページの支援の件数はどれくらいですか。

事務局：予算としては補助限度額が5万円で、20件分の100万円となっています。6月に募集をしましたが、20件に達していません。現在の応募は10件で50万円程度です。年1回の募集の予定でしたが、来月から第2回の募集をします。最初に補助金の交付をした10社についても、すべてホームページの作成が完了したわけではなく、業者との打ち合わせ等に時間がかかっているという状況です。2回目の募集においても来年3月末までに作成を完了しなければならないので、時間的に可能かどうかは課題となっています。

委員：作業部会で委員の方から産業振興施策の提案について教えてください。

事務局：官公需ということで、市内業者に発注する仕組みが必要ではないかという意見が多かったので、最後に市内官公需の勉強会はしました。事業承継を円滑にして廃業を抑制する意見も多くございました。

委員：事業承継について、27年度への施策につなげていくことは何か考えておられるのでしょうか。

事務局：中小企業セミナーのひとつのテーマとして、実施していきたいと考えております。

委員：新たなビジョンの策定に際して、本協議会では関係のないことでしょうか。

事務局：本協議会でも議論をいただきますが、詳細につきましてはビジョン策定専門部会での議論となります。

会長：ほかにございますでしょうか。

事務局：お知らせになりますが、資料集25ページの女性創業塾がNHKで放映されることになり、今月の21日のおはよう関西で5～6分の枠で放送されます。また、女性起業家大賞を受賞されたリリーアンドデージーの麻生さんのインタビューも同時に放送されます。

会長：それではこれで本日の会議は終了させていただきます。次回は2月になりますのでよろしくお願い致します。